

令和4年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

番号	月日	開始時刻	会議名	主な審議内容
1	6月17日(金)	9:30	事業場視察(株式会社アキラス)	公労使代表委員による視察の実施
2	6月24日(金)	10:00	公益委員会議	令和4年度審議会運営について
3	7月4日(月)	13:55	第532回地方最低賃金審議会	県最低賃金諮問、専門部会設置等
4	7月29日(金)	9:00	第533回地方最低賃金審議会	基礎調査結果、特定最低賃諮問、専門部会設置
5	7月29日(金)	10:45	第1回県最低賃金専門部会	専門部会の運営について
6	8月3日(水)	9:30	第2回県最低賃金専門部会	目安伝達、改正審議、意見陳述
7	8月5日(金)	13:30	第3回県最低賃金専門部会	改正審議
8	8月8日(月)	13:30	第4回県最低賃金専門部会	改正審議
9	8月9日(火)	9:00	公益委員会議	公益見解について
10	8月9日(火)	13:00	第5回県最低賃金専門部会	改正審議
11	8月10日(水)	9:00	第6回県最低賃金専門部会	改正審議、議決
12	8月10日(水)	11:40	第534回地方最低賃金審議会	改正審議、議決
13	8月26日(金)	10:00	第535回地方最低賃金審議会	異議審議、議決
14	9月14日(水)	9:00	第1回特定最低賃金専門部会(各商)	改正の必要性の審議、議決
15	9月15日(木)	9:00	第1回特定最低賃金専門部会(電機)	改正の必要性の審議、議決
16	9月15日(木)	11:00	第536回地方最低賃金審議会	改正の必要性の審議、議決、金額改定の諮問(電機)
17	10月3日(月)	14:55	第2回特定最低賃金専門部会(電機)	金額審議
18	10月7日(金)	15:00	第3回特定最低賃金専門部会(電機)	金額審議
19	10月12日(水)	17:50	第4回特定最低賃金専門部会(電機)	金額審議
20	10月17日(月)	17:45	第5回特定最低賃金専門部会(電機)	金額審議
21	10月18日(火)	17:50	第6回特定最低賃金専門部会(電機)	金額審議、全会一致結審、6条5項適用
22	3月16日(木)	10:00	第537回地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明、審議会確認

令和4年度 鳥取地方最低賃金審議会・各専門部会審議状況

開催時期	鳥取地方最低賃金審議会(6回)	地域別最低賃金専門部会(県最賃6回)
6/17(金)	事業場視察 9:30	
6/24(金)	公益委員会議 10:00	
7/4(月)	① 第532回鳥取地方最低賃金審議会 鳥取県最低賃金改正決定について(諮問) 審議会、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 専門部会の設置について 意見聴取の方法について(事業場視察概要報告等含む) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 最低賃金改正に係る要請の報告	
	「鳥取県最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」 「鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」 「鳥取県最低賃金改正審議に資するための関係労働者及び関係使用者からの意見発表者の募集」(ホームページほか)	
7/29(金)	② 第533回鳥取地方最低賃金審議会 意見聴取結果について 最低賃金に関する基礎調査結果等について 特定(産業別)最低賃金改正決定に係る申出について 特定(産業別)最低賃金改正決定の有無について(諮問)	① 第1回鳥取県最低賃金専門部会 10:45 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について
	「特定(産業別)最低賃金専門部会委員推薦公示」	
8/3(水)		② 第2回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 関係労使の意見の申出について 鳥取県最低賃金の改正審議 意見陳述
8/5(金)		③ 第3回鳥取県最低賃金専門部会 13:30 鳥取県最低賃金の改正審議
8/8(月)		④ 第4回鳥取県最低賃金専門部会 13:30 鳥取県最低賃金の改正審議
8/9(火)	公益委員会議 9:00 鳥取地方最低賃金審議会および専門部会の審議状況について 公益委員見解について	⑤ 第5回鳥取県最低賃金専門部会 13:00 鳥取県最低賃金の改正審議
8/10(水)	③ 第534回鳥取地方最低賃金審議会 11:00 鳥取県最低賃金専門部会報告について 鳥取県最低賃金の改正決定に関する答申について	⑥ 第6回鳥取県最低賃金専門部会 9:00 鳥取県最低賃金の改正審議 部会報告について
		「改正県最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで)＜異議申出あり＞

8/26(金)		④ 第535回鳥取地方最低賃金審議会(異議審) 10:00 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)	
9月6日 官報公示 ・10月6日 効力発生		鳥取県最低賃金 時間額854円(33円引上)	
9/14(水)		電気機械器具等最低賃金(6回) 各商最低賃金(1回) ① 第1回各商最低賃金専門部会 10:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議	
9/15(木)		① 第1回電気機械器具等最低賃金専門部会 9:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議	
10/3(月)		「改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」 ② 第2回電気機械器具等最低賃金専門部会 14:55 特定最低賃金制度について 最低賃金に関する基礎調査結果等について 金額審議	
10/7(金)		③ 第3回電気機械器具等最低賃金専門部会 15:00 書面意見聴取調査結果等について 金額審議	
10/12(水)		④ 第4回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:50 金額審議	
10/17(月)		⑤ 第5回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:45 金額審議	
10/18(火)		⑥ 第6回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:50 金額審議 部会報告(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)	
11月17日 官報公示 ・12月17日 効力発生 令和5年3月16日(木)		「改正特定最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出なし> 鳥取県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額859円(34円引上)	
令和5年3月16日(木)		⑥ 第537回鳥取地方最低賃金審議会 10:00 特定(産業別)最低賃金の改定に係る意向表明について 令和5年度の最低賃金審議について 令和5年度の事業場視察について	

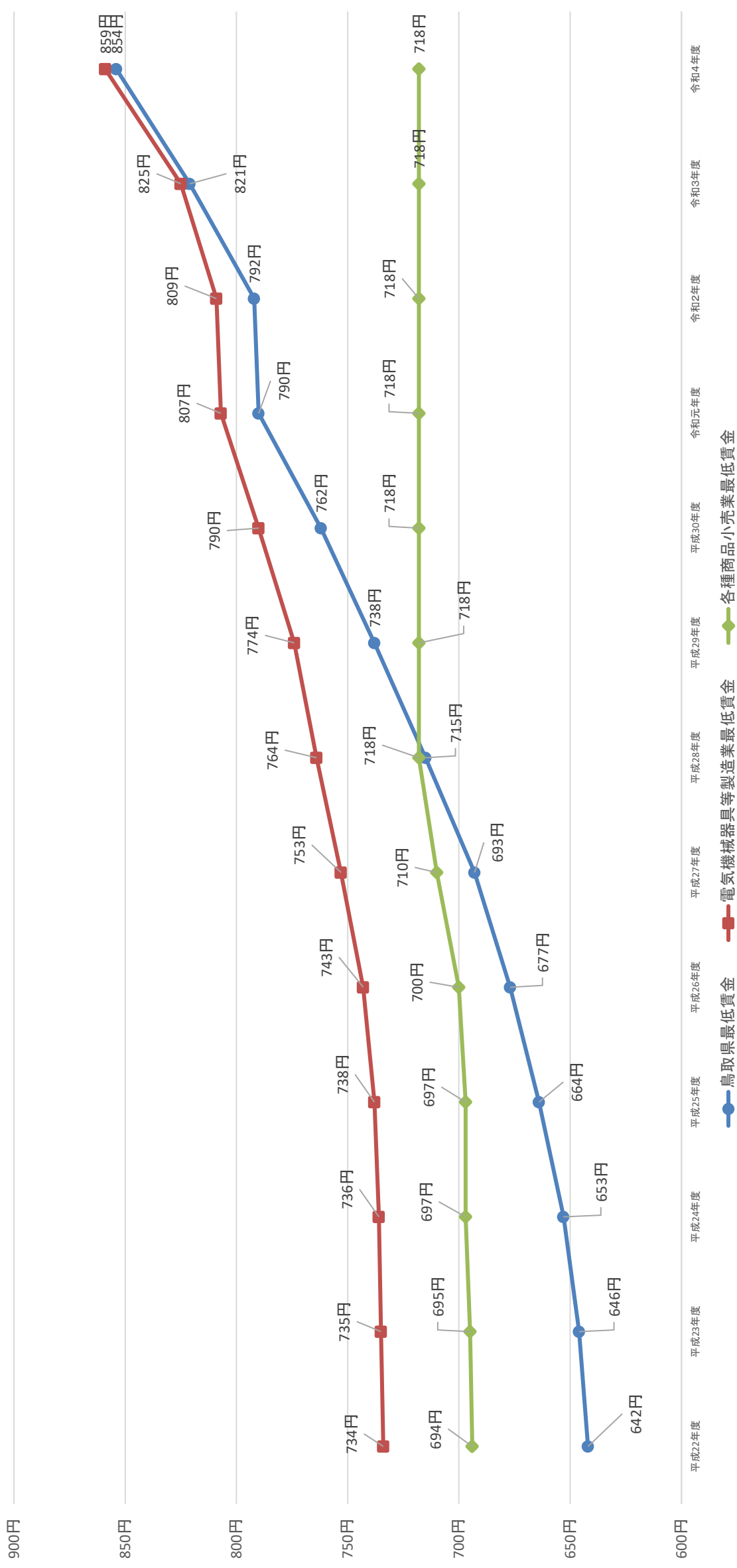
年度別最低賃金改正一覽表

鳥取県最低賃金		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間額		642円	646円	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円
引上げ額		12円	4円	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円
引上げ率		1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%
影響率		1.25%	0.70%	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	17.60%
発効日		H22.10.31	H23.10.29	H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	R4.10.6

産業別最低賃金		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間額	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	734円	735円	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円	825円	859円
引上げ額		3円	1円	1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円	16円	34円
引上げ率		0.41%	0.14%	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%	4.12%
影響率		7.33%	9.16%	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%	26.39%
最賃比率		114.33%	113.78%	112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%	100.49%	100.59%
発効日		H23.1.20	H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30	R3.12.17	R4.12.17

鳥取県各種商品小売業最低賃金		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間額		694円	695円	697円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	718円
引上げ額		4円	1円	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
引上げ率		0.58%	0.14%	0.29%		0.43%	1.43%	1.13%						
影響率		0.00%	0.23%	0.21%		0.00%	0.40%	0.00%						
最賃比率		108.10%	107.59%	106.74%		103.40%	102.45%	100.42%						
発効日		H23.2.11	H24.2.9	H25.2.7		H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17						

鳥取県の最低賃金額



令和4年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金額【円】(※)	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	C	30	920 (889)	31	1	2022年10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	1	2022年10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	3	2022年10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	1	2022年10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	2	2022年10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	1	2022年10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	1	2022年10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	1	2022年10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	1	2022年10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	3	2022年10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	3	2022年10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	1	2022年10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	1	2022年10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	3	2022年10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	2	2022年10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	2	2022年10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	3	2022年10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	必要性有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
北海道	920	1	食品	-	922	954	+32	改正	有	12月1日
		2	鉄鋼	-	979	1,000	+21	改正	有	12月1日
		3	電気機械	-	924	955	+31	改正	有	12月1日
		4	船舶製造	-	917	948	+31	改正	有	12月2日
青森	853	5	鉄鋼	-	929	958	+29	改正	有	12月21日
		6	電気機械	-	859	888	+29	改正	有	12月21日
		7	各種商品小売	-	852	882	+30	改正	有	2月19日
		8	自動車小売	-	890	919	+29	改正	有	12月21日
岩手	854	9	鉄鋼・金属製品	-	878	908	+30	改正	有	12月31日
		10	光学機械器具	-	856	886	+30	改正	有	12月31日
		11	電気機械	-	847	877	+30	改正	有	12月31日
		12	百貨店	-	800		-	改正	無	-
		13	各種商品小売	-	767		-	無	-	-
		14	自動車小売	-	879	903	+24	改正	有	1月1日
宮城	883	15	鉄鋼	-	953	983	+30	改正	有	12月15日
		16	電気機械	-	890	919	+29	改正	有	12月15日
		17	自動車小売	-	918	946	+28	改正	有	12月15日
秋田	853	18	非鉄金属	-	910	933	+23	改正	有	12月25日
		19	電気機械	-	861	891	+30	改正	有	12月25日
		20	輸送機械	-	907	938	+31	改正	有	12月25日
		21	自動車小売	-	869	897	+28	改正	有	12月25日
山形	854	22	一般機械	-	888	919	+31	改正	有	12月25日
		23	電気機械	-	872	903	+31	改正	有	12月25日
		24	輸送機械	-	888	919	+31	改正	有	12月25日
		25	自動車整備	-	892	923	+31	改正	有	12月25日
福島	858	26	非鉄金属	-	886	912	+26	改正	有	1月1日
		27	精密機械	-	889		-	改正	無	-
		28	電気機械	-	856	880	+24	改正	有	12月30日
		29	輸送機械	-	890	916	+26	改正	有	12月24日
		30	自動車小売	-	894	922	+28	改正	有	12月18日
茨城	911	31	鉄鋼	-	975	1,004	+29	改正	有	12月31日
		32	一般機械	-	935	964	+29	改正	有	12月31日
		33	電気・精密機械	-	932	961	+29	改正	有	12月31日
		34	各種商品小売	-	881			改正	-	
栃木	913	35	塗料	-	992	1,023	+31	改正	有	12月31日
		36	一般機械	-	939	970	+31	改正	有	12月31日
		37	精密機械	-	940	971	+31	改正	有	12月31日
		38	電気機械	-	940	971	+31	改正	有	12月31日
		39	輸送機械	-	947	978	+31	改正	有	12月31日
		40	各種商品小売	-	874			改正	-	
群馬	895	41	鉄鋼	-	946	976	+30	改正	有	12月29日
		42	一般機械	-	935	965	+30	改正	有	12月29日
		43	電気機械	-	935	965	+30	改正	有	12月29日
		44	輸送機械	-	935	965	+30	改正	有	12月29日
埼玉	987	45	非鉄金属	-	974	1,006	+32	改正	有	12月1日
		46	電気機械	-	981	1,013	+32	改正	有	12月1日
		47	輸送機械	-	990	1,013	+23	改正	有	12月1日
		48	光学機械器具	-	990	1,022	+32	改正	有	12月1日
		49	各種商品小売	-	849		-	無	-	-
		50	自動車小売	-	988	1,018	+30	改正	有	12月1日
千葉	984	51	食品	-	889	-	-	改正	無	-
		52	鉄鋼	-	1,023	1,054	+31	改正	有	12月25日
		53	一般機械	-	922	-	-	改正	無	-
		54	精密機械	-	887	-	-	改正	無	-
		55	電気機械	-	981	1,013	+32	改正	有	12月25日
		56	各種商品小売	-	848	-	-	改正	無	-
		57	自動車(新車)小売	-	922	-	-	改正	無	-
東京	1072	58	鉄鋼	-	871	-	-	改正	無	-
		59	一般機械	-	832	-	-	改正	無	-
		60	電気機械①	-	829	-	-	無	-	-
		61	輸送機械	-	838	-	-	改正	無	-

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	必要性有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
神奈川県	1,071	62	塗料	-	894	-	-	改正	無	-
		63	鉄鋼	-	874	-	-	改正	無	-
		64	電線・ケーブル①	-	821	-	-	無	-	-
		65	一般機械①	-	857	-	-	無	-	-
		66	電気機械①	-	890	-	-	無	-	-
		67	自動車製造①	-	855	-	-	無	-	-
		68	自動車小売②	-	842	-	-	無	-	-
新潟県	890	69	電気機械	-	936	965	+29	改正	有	12月28日
		70	各種商品小売	-	842	-	-	改正	無	-
		71	自動車(新車)小売	-	936	961	+25	改正	有	12月29日
富山県	908	72	非鉄金属・金属製品	-	781	-	-	無	-	-
		73	一般機械・輸送機械	-	934	960	+26	改正	有	12月25日
		74	電気機械	-	879	910	+31	改正	有	12月22日
		75	百貨店	-	890	915	+25	改正	有	12月28日
		76	自動車小売	-	769	-	-	無	-	-
石川県	891	77	繊維	-	782	-	-	改正	無	-
		78	金属製品	6,102	763	-	-	無	-	-
		79	金属製品、一般機械、電気機器	-	946	971	+25	改正	有	12月31日
		80	電気機械	-	896	923	+27	改正	有	12月31日
		81	輸送機械	-	946	971	+25	改正	有	12月31日
		82	百貨店	-	890	915	+25	改正	有	12月31日
福井県	888	83	繊維	-	830	-	-	改正	無	-
		84	一般機械	-	874	915	+41	改正	有	12月24日
		85	電気機械	-	857	-	-	改正	無	-
		87	百貨店	-	840	-	-	改正	無	-
山梨県	898	88	電気機械	-	934	959	+25	改正	有	12月30日
		89	輸送機械	-	938	961	+23	改正	有	12月25日
長野県	908	90	印刷製版	-	850	-	-	無	-	-
		91	一般機械・輸送機械	-	927	956	+29	改正	有	12月16日
		92	精密機械・電気機械	-	916	945	+29	改正	有	12月14日
		93	各種商品小売	-	879	910	+31	改正	有	12月31日
岐阜県	910	94	電気機械	-	907	929	+22	改正	有	12月21日
		95	輸送機械(自)	-	951	972	+21	改正	有	12月21日
		96	輸送機械(航)	-	971	991	+20	改正	有	12月21日
静岡県	944	97	製紙	-	786	-	-	無	-	-
		98	ゴム	-	915	-	-	改正	無	-
		99	鉄鋼、非鉄金属	-	954	979	+25	改正	有	12月21日
		100	一般機械・輸送機械	-	970	995	+25	改正	有	12月21日
		101	電気機械	-	939	964	+25	改正	有	12月21日
		102	各種商品小売	-	886	-	-	無	-	-
愛知県	986	103	繊維	-	732	-	-	無	-	-
		104	鉄鋼	-	996	1,018	+22	改正	有	12月16日
		105	一般機械	-	968	-	-	改正	無	-
		106	精密機械	-	875	-	-	改正	無	-
		107	電気機械	-	901	-	-	改正	無	-
		108	輸送機械	-	976	997	+21	改正	有	12月16日
		109	各種商品小売	-	847	-	-	無	-	-
		110	自動車(新車)小売①	-	800	-	-	無	-	-
		111	自動車(新車)小売②	-	943	-	-	改正	無	-
三重県	933	112	窯業	-	923	-	-	改正	無	-
		113	鉄鋼	5,907	739	-	-	無	-	-
		114	電線・ケーブル	-	942	970	+28	改正	有	12月21日
		115	金属製品	-	843	-	-	無	-	-
		116	一般機械	-	762	-	-	無	-	-
		117	電気機械	-	927	952	+25	改正	有	12月21日
		118	輸送機械	-	962	987	+25	改正	有	12月21日
滋賀県	927	119	繊維	-	789	-	-	改正	無	-
		120	窯業	-	942	967	+25	改正	有	12月31日
		121	一般機械	-	953	978	+25	改正	有	12月31日
		122	精密機械・電気機械	-	939	965	+26	改正	有	12月31日
		123	輸送機械	-	957	981	+24	改正	有	12月31日
		124	各種商品小売	-	840	-	-	改正	無	-

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	必要性有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
京 都	968	125	金属製品	-	933		-	改正	無	-
		126	一般機械	-	822		-	無	-	-
		127	電気機械	-	957	986	+29	改正	有	1月27日
		128	輸送機械	-	968	993	+25	改正	有	1月27日
		129	各種商品小売	-	938		-	改正	無	-
		130	自動車(新車)小売	-	939		-	改正	無	-
大 阪	1023	131	塗料	-	1,000	1,031	+31	改正	有	12月1日
		132	鉄鋼	-	996		-	改正	無	-
		133	非鉄金属	-	993		-	改正	無	-
		134	一般機械・輸送機械	-	997	1,028	+31	改正	有	12月1日
		135	電気機械	-	994		-	改正	無	-
		136	輸送機械(自)	-	998		-	改正	無	-
		137	自動車小売	-	993		-	改正	無	-
兵 庫	960	138	繊維	-	800		-	無	-	-
		139	塗料	-	995	1,000	+5	改正	有	12月1日
		140	鉄鋼	-	992	1,024	+32	改正	有	12月1日
		141	一般機械	-	960	993	+33	改正	有	12月1日
		142	精密機械	-	931	963	+32	改正	有	12月1日
		143	電気機械	-	930	961	+31	改正	有	12月1日
		144	輸送機械	-	1,002	1,034	+32	改正	有	12月1日
		145	各種商品小売	-	797		-	無	-	-
奈 良	896	147	一般機械	-	905		-	改正	無	-
		148	電気機械	-	891		-	改正	無	-
		149	自動車小売	-	892		-	改正	無	-
		150	木材	6,527	816		-	無	-	-
和 歌 山	889	151	鉄鋼	-	977	1,008	+31	改正	有	12月30日
		152	百貨店	-	869	-	-	改正	無	-
鳥 取	854	153	電気機械	-	825	859	+34	改正	有	12月17日
		154	各種商品小売	-	718		-	改正	無	-
島 根	857	155	鉄鋼	-	954	987	+33	改正	有	11月30日
		156	一般機械	-	930	963	+33	改正	有	12月22日
		157	電気機械	-	853	882	+29	改正	有	12月18日
		158	輸送機械	-	919	951	+32	改正	有	12月28日
		159	百貨店	-	750		-	無	-	-
		160	自動車(新車)小売	-	904	932	+28	改正	有	12月11日
岡 山	892	161	窯業(耐火物)	-	940	954	+14	改正	有	12月30日
		162	鉄鋼	-	985	1,010	+25	改正	有	12月4日
		163	一般機械	-	952	972	+20	改正	有	12月29日
		164	電気機械	-	904	932	+28	改正	有	12月30日
		165	輸送機械(自)	-	936	956	+20	改正	有	12月10日
		166	輸送機械(船)	-	980	1,003	+23	改正	有	12月28日
		167	各種商品小売	-	893	910	+17	改正	有	12月11日
広 島	930	168	鉄鋼	-	995	1,024	+29	改正	有	12月31日
		169	金属製品	-	944	969	+25	改正	有	12月31日
		170	一般機械	-	958	984	+26	改正	有	12月31日
		171	電気機械	-	924	953	+29	改正	有	12月31日
		172	輸送機械(自)	-	938	964	+26	改正	有	12月31日
		173	輸送機械(船)	-	977	999	+22	改正	有	12月31日
		174	各種商品小売	-	903		-	改正	無	-
		175	自動車小売	-	930	958	+28	改正	有	12月31日
山 口	888	176	鉄鋼・非鉄金属	-	995	1,024	+29	改正	有	12月15日
		177	電気機械	-	921	948	+27	改正	有	12月15日
		178	輸送機械	-	965	985	+20	改正	有	12月15日
		179	百貨店	-	875	907	+32	改正	有	12月15日
徳 島	855	180	木材	-	876	-	-	改正	無	-
		181	一般機械	-	945	977	+32	改正	有	12月21日
		182	電気機械	-	911	942	+31	改正	有	12月21日
香 川	878	183	食品	-	849			改正	-	
		184	一般機械	-	970	1,000	+30	改正	有	12月15日
		185	電気機械	-	913	942	+29	改正	有	12月15日
		186	輸送機械(船)	-	980	1,003	+23	改正	有	12月30日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	必要性有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
愛媛	853	187	製紙	-	951	977	+26	改正	有	12月25日
		188	一般機械	-	957	963	+6	改正	有	12月25日
		189	電気機械	-	921	947	+26	改正	有	12月25日
		190	輸送機械(船)	-	962	985	+23	改正	有	12月25日
		191	各種商品小売	-	822	854	+32	改正	有	12月25日
高知	853	192	電気機械①	-	793		-	改正	無	-
		193	一般貨物	-	910			改正	-	
福岡	900	194	鉄鋼	-	980	1,010	+30	改正	有	12月10日
		195	電気機械	-	947	977	+30	改正	有	12月10日
		196	輸送機械	-	957	987	+30	改正	有	12月10日
		197	百貨店	-	897		-	改正	無	-
		198	自動車(新車)小売	-	959	987	+28	改正	有	12月10日
佐賀	853	199	陶磁器	-	822	854	+32	改正	有	12月16日
		200	一般機械	-	896	929	+33	改正	有	12月30日
		201	電気機械	-	867	900	+33	改正	有	12月24日
長崎	853	202	一般機械	-	875		-	改正	無	-
		203	電気機械	-	864		-	改正	無	-
		204	輸送機械(船)	-	875		-	改正	無	-
熊本	853	205	電気機械	-	863	896	+33	改正	有	12月15日
		206	輸送機械	-	902	931	+29	改正	有	12月15日
		207	百貨店	-	796	855	+59	改正	有	12月15日
大分	854	208	鉄鋼	-	981	1,010	+29	改正	有	12月25日
		209	非鉄金属	-	936	965	+29	改正	有	12月25日
		210	電気機械	-	864	896	+32	改正	有	12月25日
		211	輸送機械(自・船)	-	894	916	+22	改正	有	12月25日
		212	各種商品小売	-	716		-	改正	無	-
		213	自動車(新車)小売	-	872	902	+30	改正	有	12月25日
宮崎	853	214	食品	-	678		-	改正	無	-
		215	電気機械	-	831		-	改正	無	-
		216	各種商品小売	-	705		-	改正	無	-
		217	自動車(新車)小売	-	858	890	+32	改正	有	12月14日
鹿児島	853	218	電気機械	-	842		-	改正	無	-
		219	百貨店	-	693		-	無	-	-
		220	自動車(新車)小売	-	872	902	+30	改正	有	12月22日
沖縄	853	221	食品(畜)	-	683		-	無	-	-
		222	食品(糖)	-	769		-	改正	無	-
		223	食品(飲)	-	686		-	無	-	-
		224	新聞	-	853	879	+26	改正	有	11月17日
		225	各種商品小売	-	770		-	改正	無	-
		226	自動車(新車)小売	-	770		-	改正	無	-

(注1) 「改定額」に記載された額については、異議審終了前の結審額を記載しており、未確定。

2023年 2月 10日

鳥取労働局長
山本 浩司 殿

鳥取市富安2丁目159久本ビル2F
電機連合鳥取地域協議会
議長 笥 憲 之 介

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ) 清掃または片付けの業務
 - ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰め業務

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2023年7月末

以上



2023年2月1日

鳥取労働局長
山本 浩司 殿

鳥取市天神町30-5
U A モンモン鳥取県支部
支部長 北畑 仁史

令和5年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名
鳥取県各種商品小売業最低賃金

2. 申し出の理由
鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3. 申し出の時期
2023年7月末日迄

以上



意向表明時点における特定(産業別)最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

最低賃金の件名及び産業分類	適用使用者数	適用労働者数 <基幹的労働者数>
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	167人※①	7,457人 ※①
	(181人)	(7,749人)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	7人※②	1,355人 ※②
	(7人)	(1,326人)

※()内の数字は昨年度の数値

※①平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)を基に、

事業場の成立及び廃止情報及び令和4年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

※②全数調査した結果及び令和4年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

○平成 29 年度

平成 29 年 7 月 31 日(月)

(午前中に視察、午後、本審と第 1 回専門部会)

視察事業場	オリイ精機(株)	(代表取締役 小林正昭)
所在地	鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号	
業務内容	プレス自動化装置等の製造	
労働者数	39 人	

○平成 30 年度

平成 30 年 7 月 25 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 2 日に本審、25 日に視察、30 日に本審)

視察事業場	(株)吉谷機械製作所	(代表取締役 吉谷典雄)
所在地	鳥取市古海 3 5 6 - 1	
業務内容	消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等	
労働者数	82 名	

○令和元年度

令和元年 7 月 17 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 5 日に本審、17 日に視察、8 月 2 日に本審)

視察事業場	(株)ファイナル	(代表取締役会長 森下 辰夫)
所在地	鳥取市上味野 1 5 番地	
業務内容	健康食品、健康茶の委託製造	
労働者数	82 名	

○令和 2 年度・令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

○令和4年度

令和4年6月17日(金)

(令和4年4月中に全委員に対する面談等により、本審開催前に事業場視察を公
労使代表委員により実施することです承、6月17日に視察、7月4日に本審)

視察事業場	(株)アキラス (代表取締役 河毛 寛)
所在地	鳥取市河原町今在家600 今在家工場
業務内容	食料品製造業 (弱電業務も実施)
労働者数	35名

鳥取労働局長
山本 浩司 様



2023年1月18日

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 暁

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の鳥取県最低賃金が改定され、854円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたり参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び鳥取最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

1. 2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、鳥取最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

2023年2月4日

鳥取労働局長
山本 浩司 殿鳥取県生協労働組合
執行委員長 渋谷 德行

2022年度内最低賃金額再改定の要請書

本年度の鳥取県の最低賃金が改正され854円となりましたが、今回の改定は、この間の物価高騰に対してまったく不十分なものとなっています。2022年10月の消費者物価指数は、前年同月比で3.6%上昇し、とりわけ生活必需品は5.6%も上昇しています。帝国データバンクの価格改定動向調査によると、10月の値上げは6,700品目に及び、年明けにはさらに約2,000品目の値上げが予定されています。

生協労連は、春闘時期にあわせて「パート労働黒書」を作成しています。これまでも最低賃金の低さからダブルワークや、トリプルワークをせざるを得ない実態や、家族を優先して自分自身が病院にかからない、洋服は買わないなどの厳しい生活実感をまとめてきました。現在の物価高による生活実感はさらに厳しいものになっています。また鳥取県生協労組パート労働者の声を紹介します。

「物価が上がり生活が苦しい、その分時給を上げて欲しい」「現在の賃金では到底暮らしは成り立ちません、先行き不安」などの切実な声が多く届いています。

以上のように、日々の生活に苦勞する声が寄せられています。日々の通勤には車が欠かせませんが、この間のガソリン代の値上げは家計に大きな負担を強いています。更に今後予定されている約3割を超える電気代の値上げなど、まさに、現在の基礎的支出項目の物価上昇が最賃近傍で働くなかまの生活を直撃しています。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。物価高騰の緊急事態の中で、職場なかまは4月の春闘時期や、10月の最低賃金改定まで賃金の引き上げを待つことはできません。今すぐにでも最低賃金制度を柔軟に運営していくことが求められています。

以上をふまえ、以下の事項を強く要請します。

<要請項目>

1. 急激な物価高騰に対し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、鳥取県最低賃金審議会に鳥取県の最低賃金の再改定を諮問するよう要請します。

以上

1

